

令和 3 年度
下関市介護保険サービス事業者集団指導

《 個 別 編 》

5

(通所介護、地域密着型通所介護、認知症対応型
通所介護、介護予防認知症対応型通所介護)

資 料

令和3年度下関市介護保険サービス事業者集団指導《個別編》5
(通所介護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、
介護予防認知症対応型通所介護)

〔 目 次 〕

①	実地指導での指摘事項はどのようなものがあるか？.....	1
②	サービス提供中の別サービス利用について.....	7
③	通所介護計画(注1)の作成等に当たって留意すべきことは？.....	9
④	個別機能訓練加算について【通所介護・地域密着型通所介護】.....	11
⑤	よくある質問・留意事項について.....	14
⑥	感染症や災害への対応力強化及び虐待の防止について.....	18

令和3年度下関市介護保険サービス事業者集団指導《個別編》5
 (通所介護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、
 介護予防認知症対応型通所介護)

① 実地指導での指摘事項はどのようなものがあるか？

令和2年度は、実地指導を15件実施いたしました。事項別是正改善指導状況の概要は以下のとおりです。

	実地指導時の状況	指導内容
【重要事項説明書】	運営規程及び重要事項説明書について、内容に誤りや不十分な箇所があった。	利用者に対する説明責任として、運営規程及び重要事項説明書において、整合を図った上で誤っている箇所を訂正すること。なお、運営規程に変更が生じた場合は、その日から10日以内に届け出ること。
	①従業員の勤務体制（常勤・非常勤の別）について記載がない。	①従業員の勤務体制（専従・兼務の別）について記載すること。
	②従業員の勤務体制（兼務関係）について記載がない。	②人員基準で定める全ての従業員の兼務関係について追記すること。
	③通常の事業の実施地域が実態と異なっている。	③通常の事業の実施地域を実態に合わせて訂正し、運営規程と整合を図ること。
	④運営規程の概要の一部（サービス利用に当たっての留意事項）について記載がない。	④運営規程の概要の一部（サービス利用に当たっての留意事項）について記載すること。
	⑤提供するサービスの第三者評価の実施状況について記載がない。	⑤提供するサービスの第三者評価の実施状況について記載すること。
	⑥営業日について、実態と異なっている。	⑥実態に即した記載内容となるように訂正すること。
	⑦通常の事業の実施地域以外の地域に居住する利用者への送迎費用にかかる起算地点及び料金が不明確である。	⑦「通常の事業の実施地域を超えた地点から」等の文言を追加し、起算点を明確にすること。また、料金について記載すること。
	⑧料金表に、送迎を行わない場合の減算にかかる記載がない。	⑧貴事業所の利用にあたり想定されうる加算及び減算については、過不足なく記載すること。
	⑨サービス提供体制強化加算について、現在の貴事業所では算定できない算定区分に係る記載がある。	⑨貴事業所の現在の運営体制で算定できない加算は削除するか、又は、当該加算の算定要件に沿う体制を整えること。
	⑩その他の費用の額（複写料）に係る記載について、具体的な費用等が明確でない。	⑩その他の費用の額（複写料）について、どのような場合に、どのくらいの費用がかかるかを明確に記載すること。なお、徴収しないのであれば、削除すること。
	⑪利用料の負担割合について、1割の記載はあるが、一定以上所得者の場合は2割又は3割となる旨の記載がない。	⑪負担割合について、一定以上所得者の場合は2割又は3割となる旨を追記すること。
	⑫重要事項説明書の内容については文書により利用者へ説明し、同意の上で当該文書を交付しているとのことであったが、交付したことが書面で確認できない。	⑫「説明し、同意の上で交付を受けました。」等の文言を記載し、利用者へ説明し同意を得て交付したことが書面に確認できるような様式を調製すること。

令和3年度下関市介護保険サービス事業者集団指導《個別編》5
 (通所介護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、
 介護予防認知症対応型通所介護)

	実地指導時の状況	指導内容
【重要事項説明書】	⑬公的機関の苦情相談窓口として記載されている下関市及び山口県国民健康保険団体連合会の情報の記載に不十分な箇所がある。	⑬苦情相談窓口について、下関市及び山口県国民健康保険団体連合会に係る内容を以下の表記とすること。 ○下関市福祉部介護保険課事業者係 住 所 下関市南部町21番19号 下関商工会館4階 T e l 083-231-1371 F a x 083-231-2743 受付日時 午前8時30分～午後5時15分 (土、日、祝日、年末年始を除く) ○山口県国民健康保険団体連合会 住 所 山口市朝田1980番地7 国保会館 T e l 083-995-1010 F a x 083-934-3665 受付日時 午前9時00分～午後5時00分 (土、日、祝日、年末年始を除く)
【運営】	【掲示】 ①貴事業所では重要事項説明書及び運営規程を掲示しているが、その記載内容に不十分な箇所がある。	①指定通所介護事業者は、運営規程の概要、従業員の勤務体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。利用者に対する説明責任として、重要事項説明書及び運営規程を掲示する場合は、今回の実地指導の指摘を改善のうえ、最新のものを掲示すること。 なお、重要事項説明書には運営規程の概要及び従業員の勤務の体制等が含まれるため、重要事項説明書を掲示する場合は、運営規程の掲示を省略しても差し支えない。
	【指定通所介護の具体的取扱方針】 ①貴事業所では屋外でのサービスが提供されているが、通所介護計画への位置付けが不十分である。	①事業所の屋外でサービスを提供することで、効果的な機能訓練等のサービスが提供できる旨を通所介護計画へ位置付けること。
	【通所介護計画】 ①計画期間を終了した利用者については、サービスの実施状況の記録や評価を行い、利用者又は家族に説明しているとのことであったが、利用者又は家族に説明したことが書面にて確認できなかった。	①その実施状況の記録や評価について、利用者又は家族に説明を行ったことが書面にて確認できるよう、様式を調製すること。

令和3年度下関市介護保険サービス事業者集団指導《個別編》5
 (通所介護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、
 介護予防認知症対応型通所介護)

	実地指導時の状況	指導内容
【運営】	②地域密着型通所介護計画について、サービス提供を行う曜日、時間の記載がなかった。 ③地域密着型通所介護計画の作成者及び説明者として、生活相談員の従業者名が記載されていたが、当該計画の作成から説明を経た利用者への交付までの一連の過程が管理者の責任の下で行われていることが書面で確認できない。 ④地域密着型通所介護計画書について、文書により利用者に説明し同意の上、その旨の署名を得て交付していたとのことだが、当該文書を交付したことが書面で確認できない。	②サービス提供を行う曜日、時間についても記載すること。 ③地域密着型通所介護計画は、管理者が作成し、利用者又はその家族に対し説明を行い、利用者の同意を得て交付しなければならない。当該計画をサービスの提供に関わる従業者が共同して作成及び説明を行い、利用者の同意の上で交付した場合であっても、当該一連の過程が管理者の責任の下で行われている旨を、管理者名の記載や押印により明らかにすること。 ④「説明し、同意の上で交付を受けました。」等の文言を記載し、利用者へ説明し同意を得て交付したことが書面にて確認できるよう様式を調製すること。
	【勤務体制の確保等】 ①複数の従業者が生活相談員を兼務しているため、現状の勤務表の様式では、日々の生活相談員の配置状況が確認できない。また看護職員についても各サービス提供日に看護職員として従事する職員が確認できない。 ②一部の職員について、兼務する職種についての記載がない。 ③勤務予定表は作成されているが、勤務実績表が作成されていなかった。 なお、サービス提供日毎に作成されている業務日誌において、各単位毎にサービス提供に従事した職員を記録しており、当該記録から、人員基準を満たした人員が配置されていることは確認できた。 ④勤務予定表について、勤務予定日の記載はあるが、従業者の日々の勤務時間、常勤・非常勤の別、職種等の必要項目の記載がなかった。 ⑤一部の従業者の勤務開始及び終了時刻を記号化して記載していたものの、当該記号が示す勤務開始及び終了時刻が書面で確認できなかった。	①各サービス提供日において、専従の生活相談員やその日に従事する看護職員が特定できるよう、勤務表の様式を調製すること。 ②兼務する職種について記載すること。 ③勤務状況の明確化と人員管理の適正化の観点から、勤務予定表のみならず、従業者の日々の勤務時間、常勤・非常勤の別、専従の生活相談員、看護職員、介護職員及び機能訓練指導員の配置、管理者との兼務関係等を明確にし、月ごとの勤務実績表を作成すること。 ④勤務状況の明確化と人員管理の適正化の観点から、勤務実績表のみならず、従業者の日々の勤務時間、常勤・非常勤の別、専従の生活相談員、看護職員、介護職員及び機能訓練指導員の配置、管理者との兼務関係等を明確にし、月ごとの勤務予定表を作成すること。 なお、必要項目が具備されるのであれば、勤務予定表と勤務実績表を一体の様式に調製し、記載することは差し支えない。 ⑤人員基準で定める全ての職種に係る従業者の勤務開始及び終了時刻について記載すること。なお、記号化する場合は当該記号が示す勤務開始及び終了時刻を勤務表に明記しておくこと。

令和3年度下関市介護保険サービス事業者集団指導《個別編》5
 (通所介護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、
 介護予防認知症対応型通所介護)

	実地指導時の状況	指導内容
【運営】	【非常災害対策】 ①非常災害を想定した定期的な避難、救出その他必要な訓練が行われていなかった。 ②非常災害対策に関するマニュアルについて、事業所休業の判断に関する記載がない。	①非常災害に際して万全の対策を期すため、必要な訓練については適切な頻度で実施すること。 ②事業所休業の判断について、マニュアルで定めておくこと。
	【事故発生時の対応】 ①市に報告が必要な事故が発生していたにもかかわらず、報告がされていない事例があった。 ②緊急時等及び事故発生時の対応について、マニュアル等が作成されていない。	①速やかに事故報告書を提出すること。 また、他に同様の事例がないか自主点検し、同様の事例があった場合は速やかに事故報告書を提出すること。 なお、今後、市に報告が必要な事故が発生した場合は速やかに報告を行うよう、再発防止に努めること。 ②緊急時等及び事故発生時に迅速かつ適切に対応できるよう、あらかじめ、基本的な対応方法及び発生を防ぐための対策を含むマニュアルや対応フロー等を整備すること。 なお、緊急時等のマニュアルと事故発生時の対応マニュアルとを一体とすることは差し支えない。
	【サービスの提供の記録】 ①指定通所介護サービスを提供した際の具体的なサービスの内容の記録はあったが、利用者の心身の状況に係る記録がない。 ②利用者の心身の状況に係る記録について、表情・顔色・歩行状態等の状況を択一式にて記録する様式であったため、個別具体的な状況が記載されておらず不十分だった。	①②サービスを提供した際には、提供日や具体的なサービス内容とともに、利用者の心身の状況についても記録し管理すること。
	【緊急時等の対応】 ①利用者の緊急連絡先一覧に不十分な箇所がある。	①利用者の病状急変その他必要な場合に速やかに連絡が取れるよう、利用者の家族・主治医・担当居宅介護支援事業者の連絡先を記載すること。
	【秘密保持等】 ①一部の従業者について、秘密保持に関する誓約書を徴取していない。	①全従業者から秘密保持に関する誓約書を徴取すること。

令和3年度下関市介護保険サービス事業者集団指導《個別編》5
 (通所介護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、
 介護予防認知症対応型通所介護)

	実地指導時の状況	指導内容
【運営】	【地域との連携等】 ①平成29年1月より、一度も運営推進会議を開催していなかった。	①事業所を地域に開かれたサービスとし、サービスの質の確保を図るため、運営推進会議を開催すること。なお、当該会議は、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、市町村職員又は地域包括センター職員、地域密着型通所介護について知見を有する者等により構成され、おおむね6月に1回以上の開催とすること。 なお、令和2年2月26日から当面の間は、「新型コロナウイルスの感染予防・まん延防止のための運営推進会議の開催義務の臨時的免除について(通知)」(令和2年2月26日付下第379号)に基づき、運営推進会議を延長または中止とすることは差し支えない。
	【高齢者虐待防止等のための措置】 ①高齢者虐待に関する研修等について実施していない。	①養介護事業の職務に携わる従業者の資質の向上のために、高齢者虐待防止に関連する研修に参加する、もしくは実施すること。
【設備基準】	【設備及び備品等】 ①常態的ではないものの、相談室として届け出ている区画でサービス提供が行われており、相談室が食堂及び機能訓練室の一部として使用されていた。 ②利用者の個人台帳について、背表紙に利用者名を記載し事務室の棚に保管しているが、屋外に面したガラス窓から、従業者以外の者にも利用者名を視認できる状態であった。	①事業所の平面図の変更を行うか、届出時の状態に回復させること。 事業所の平面図の変更を行った場合は、変更の日から10日以内に届け出ること。 なお、相談室については、遮へい物の設置等により相談の内容が漏えいしないよう配慮されている必要があり、食堂及び機能訓練室等の設備として併用することはできない。 ②個人情報への配慮の観点から、利用者の個人情報に係る書類が視認できないよう、所要の措置を講ずること。
【報酬】	【基本報酬の算定】 ①通常のサービス提供時間よりも短縮し、サービス提供を行った場合には、当該利用者を欠席扱いとしており、介護報酬の請求を行っていない。	①本市では、利用者負担の軽減及び利用料の公平化の観点から、介護報酬の算定にあたっては、サービス提供開始及び終了時刻を利用者ごとに記録し、その実績に基づいた介護報酬の算定を行うよう指導を行っている。 したがって、今後は、必ず実績に基づいて算定すること。 なお、利用者の同意が得られる場合は、過誤調整を行うことは差し支えない。 また、地域密着型通所介護計画上のサービス提供時間よりも短縮し、サービス提供を行った場合には、地域密着型通所介護計画の変更を検討し、必要な措置を講ずること。

令和3年度下関市介護保険サービス事業者集団指導《個別編》5
 (通所介護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、
 介護予防認知症対応型通所介護)

	実地指導時の状況	指導内容
【報酬】	【入浴介助加算】 ①シャワー浴を実施した場合については、入浴介助加算の対象ではないと判断し、加算を算定していなかった。	①入浴介助加算は、入浴中の利用者の観察を含む介助を行う場合について算定されるものであり、シャワー浴を実施した場合であっても、事業所の介護職員等が入浴介助を適切に実施したと判断されるのであれば、当該加算の対象となる。 したがって、利用料の公平化の観点から、今後は、必ず実績に基づいて算定すること。なお、利用者の同意が得られる場合は、過誤調整を行うことは差し支えない。
	【個別機能訓練加算（Ⅰ）・（Ⅱ）】 ①個別機能訓練計画作成時の利用者の居宅訪問について、初回の機能訓練実施後に行い、当該加算を算定している事例があった。 なお、居宅訪問の結果、個別機能訓練計画の内容に変更はないとのことであった。	①個別機能訓練を行う場合、機能訓練指導員等が利用者の居宅を訪問し、利用者の居宅での生活状況を確認した上で多職種共同で個別機能訓練計画を作成し、当該計画に基づき機能訓練を行うこと。 なお、当該事例は厚生労働大臣が定める基準の中に規定されており、当該規程を満たさず本加算を算定することは不適切な介護報酬の請求となるため、過誤調整等により自主返還を行うこと。 また、他に同様の事例がないか自主点検し、同様の事例があった場合は所定の処置を講ずること。
	②個別機能訓練に関する記録について、「実施時間」の記載がない事例があった。	②個別機能訓練の「実施時間」は、「訓練内容」や「担当者」とともに利用者ごとに保管されるべき記録の一部であるため、利用者ごとに必ず記録すること。
	③個別機能訓練に関する記録について、利用者ごとに「訓練内容」や「実施時間」の記載はあるが、「担当者」の記載がない。 ④貴事業所では、1月ごとに個別機能訓練の内容(評価を含む。)や進捗状況等について、利用者にも説明しているとのことであったが、そのことが書面で確認できない。	③個別機能訓練の「担当者」は「訓練内容」、「実施時間」とともに利用者ごとに保管されるべき記録の一部であるため、利用者ごとに必ず記録すること。 ④個別機能訓練の内容(評価を含む。)や進捗状況等について利用者又はその家族に対して説明し、説明した旨を記録すること。
	【送迎を行わない場合の減算】 ①送迎を行わない場合の減算について、聴取によると、送迎車で送迎をしていない場合に、当該減算の対象となると考えていたため、徒歩で利用者を送迎した場合について、当該減算を行っているとのことであった。	①徒歩で利用者を送迎した場合であっても、事業所の職員が送迎を適切に実施したと判断されるのであれば、当該減算の対象にはならない。 したがって、利用料の公平化の観点から、今後は、必ず実績に基づいて算定すること。なお、利用者の同意が得られる場合は、過誤調整を行うことは差し支えない。

② サービス提供中の別サービス利用について

通所介護※サービス提供中に、利用者が別サービスの利用や通所サービス外の
 その他行為等を実施することは原則不可であり、その時点で通所介護サービス
 は終了となります。しかしながら、通所介護サービスを一旦中断したうえで、
 別サービス等を利用し、その後通所介護サービスを再開することが可能となる
 場合もあります。

※通所介護、地域密着型通所介護、(介護予防) 認知症対応型通所介護

(1) 通所介護サービスが終了となる場合について

通所介護サービスが終了となる事由になりうる別サービスやその他行為につ
 いては、以下のような事例が考えられます。

	別サービス・その他行為等と 考えられる事例	備考
①	サービス担当者会議への参加	開催場所については、利用者の居宅で行われることが原則となるが、特別 な事情がある場合は、柔軟に対応し、通所介護事業所等での開催も想定 される。ただし、サービス中断事由となる。なお、サービス提供開始前また は終了後に開催することは可。詳細は、令和2年度下関市介護保険サービ ス事業者集団指導《個別編》P13を確認のこと。
②	運営推進会議への参加	上記1同様に、サービス中断事由となるが、サービス提供開始前または終 了後に開催することは可。
③	医療機関の受診(緊急やむを 得ない場合等を除く)	利用者個人の希望による個別の同行支援において、受診同行される場合 は、後述のとおり受診後のサービス再開が可能。
④	往診・訪問診療等	訪問診療等は、居宅で行われるものであり、デイサービスでの実施は想定 されない。巡回健診等については、後述のとおり実施後のサービス再開が 可能。
⑤	併設有料老人ホーム等の居室 や食堂へ戻ること	自宅に帰宅することと同等であり、サービスは終了となる。

なお、介護報酬については、別サービスやその他行為の前後の何れかの通所介
 護サービスの所要時間に応じた請求しかできません。

【例】

下記図の場合、通所介護サービスAのみ算定可能で、所要時間4～5時間の
 報酬区分で請求を行う。(通所介護サービスBのみの所要時間3～4時間の報酬
 区分の請求でも可。)

通所介護サービスA 9:30～14:00(4h30m)	別サービス・その他行為等 14:00～15:00(1h)	通所介護サービスB 15:00～18:15(3h15m)
--------------------------------	---------------------------------	---------------------------------

令和3年度下関市介護保険サービス事業者集団指導《個別編》5
 (通所介護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、
 介護予防認知症対応型通所介護)

(2) 通所介護サービスを再開することが可能な場合について

通所介護サービスを一旦中断したうえで、別サービス等を利用し、その後通所介護サービスを再開することが可能となる事由になりうる、別サービスやその他行為については、以下のような事例が考えられます。

	別サービス・その他行為等と考えられる事例	備考
①	緊急やむを得ない場合の医療機関の受診	厚生労働省発出の介護報酬に係るQ&Aにて、従前より緊急やむを得ない場合のみ可能とされている。前述のとおり通常の受診は不可。
②	理美容サービス	厚生労働省発出の介護報酬に係るQ&Aにて、従前より可能とされているが、提供プログラム等に影響しないよう十分な配慮は必要。
③	巡回健診等(健康診断・予防接種・採血)	厚生労働省発出の「介護保険サービスと保険外サービスを組み合わせて提供する場合の取扱いについて」(平成30年9月28日 介護最新情報 vol.678)において、一定の条件下で介護保険サービスと組み合わせて提供することが可能とされた。本市においても、通知に示された要件を満たせば可としているため、詳細は、令和元年度下関市介護保険サービス事業者集団指導《個別編》P12・13及び当該通知確認のこと。
④	利用者個人の希望による個別の同行支援	
⑤	物販・移動販売やレンタルサービス	
⑥	買い物等代行サービス	

なお、介護報酬については、別サービスやその他行為の前後の通所介護サービスの所要時間を合算し請求することが可能です。(別サービスやその他行為に要した時間は含めない。)

【例】

下記図の場合、通所介護サービスAと通所介護サービスBの所要時間を合算し算定可能で、「A+B = 7 h 45m」となるため、所要時間7～8時間の報酬区分で請求を行う。

通所介護サービスA 9:30～14:00(4h30m)	別サービス・その他行為等 14:00～15:00(1h)	通所介護サービスB 15:00～18:15(3h15m)
--------------------------------	---------------------------------	---------------------------------

(3) 新型コロナウイルスワクチン接種における臨時的措置について

上記(1)・(2)に関わらず、新型コロナウイルスワクチン接種に係る対応については、厚生労働省発出の通知※において臨時的な取扱いが示されています。臨時的な取扱いを適用する場合には、よく通知を確認の上、担当居宅介護支援専門員とも連携を図るようお願いいたします。

※「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて(第20報)」(令和3年9月28日 介護最新情報 vol.963)

③ 通所介護計画^(注1)の作成等にあって留意すべきことは？

通所介護計画書の作成にあたって記載が必要な項目と、最近質問があった事例を掲載しますので、貴事業所の計画書の内容及び見直しの時期について再度ご確認をお願いします。

1. 通所介護計画の（再）作成、交付について

現在、下関市において、通所介護計画書に記載が必要な内容は、次のとおりです。

- ・ 当該計画の作成者の氏名(※)
- ・ 利用者の基本情報(氏名等)
- ・ 当該計画の目標
- ・ 具体的なサービス内容
- ・ 提供するサービスの曜日
- ・ サービスの利用時間(送迎時間は除く)
- ・ 当該計画の期間
- ・ 利用者に対し、当該計画について「説明」し、「同意」を得て、「交付」を行ったことが確認できる文言
- ・ 当該計画の説明者の氏名
- ・ 当該計画の説明・同意日
- ・ 利用者の署名欄
- ・ 代筆者の続柄欄(※代筆者欄を設ける場合のみ)

- ・ 当該計画への評価
- ・ 評価の説明者の氏名と説明日
- ・ 当該評価の説明を受けた人の氏名

(※)通所介護計画は、管理者が作成し、利用者又はその家族に対し説明を行い、利用者の同意を得て交付しなければなりません。当該計画をサービスの提供に関わる従業者が共同して作成及び説明を行い、利用者の同意の上で交付した場合であっても、当該一連の過程が管理者の責任の下で行われている旨を、管理者名の記載や押印等により明らかにしてください。

(注1)地域密着型通所介護計画及び(介護予防)認知症対応型通所介護計画を含む。

2. 質問があった事例について

問1 居宅サービス計画が短期目標の期間終了に伴う見直しの結果に関係なく、変更された場合で(他事業所のサービスの内容の変更や追加など)通所介護の内容に変更がない場合は通所介護計画書もその短期期間に沿って変更をしないといけないのでしょうか？

答1 居宅サービス計画の見直しの結果(他サービスに係る変更、短期目標の更新のみ等(長期目標の期間終了に伴う見直しを除く))をもとに、現在の通所介護計画が当該見直しの結果の内容に沿うものか確認してください。確認の結果、変更を要さない場合は、現在の通所介護計画の継続が可能であり、その際は、居宅サービス計画見直しに伴う通所介護計画の確認を行った結果、変更を要しないため、引き続き現在の通所介護計画を継続する旨を事業所側にて記録(利用者の個別の支援経過記録等に、確認日、確認を行った担当者、計画を継続する旨とそう判断した理由等を記載する等。)を残しておいてください。

問2 利用者様に変化がなくても3か月に1回の頻度で通所介護計画書を更新していましたが、居宅サービス計画の短期目標期間に合わせての更新でいいのでしょうか？

答2 通所介護計画の期間の設定について、居宅サービス計画の短期目標を達成するための必要なサービスとして、通所介護が位置づけられることから、本市においては、居宅サービス計画における短期目標の期間内が望ましいとしています。

したがって、居宅サービス計画における短期目標に合わせ、通所介護計画の期間を設定し、当該期間ごとに通所介護計画を見直すことで差し支えありません。詳細については、本市集団指導資料(令和2年度下関市介護保険サービス事業者集団指導《個別編》5資料 6～9ページ)をご確認ください。

④ 個別機能訓練加算について【通所介護・地域密着型通所介護】

個別機能訓練加算を算定する利用者については、住み慣れた地域で居宅において可能な限り自立して暮らし続けることを目的として生活機能の維持・向上を図るために、個別機能訓練を実施することが求められています。

令和3年度の介護報酬改定により、利用者の自立支援等に資する個別機能訓練の提供を促進する観点から見直しが行われました。個別機能訓練の実施方法については実地指導でも指摘が多い事項ですのでご確認ください。

1. 単位

《改定前》

個別機能訓練加算(Ⅰ) 47 単位/日
 個別機能訓練加算(Ⅱ) 56 単位/日



《改定後》

個別機能訓練加算(Ⅰ)イ 56 単位/日
 個別機能訓練加算(Ⅰ)ロ 85 単位/日
 個別機能訓練加算(Ⅱ) 20 単位/月

2. 人員配置基準

《個別機能訓練加算(Ⅰ)イ》

☞専ら機能訓練指導員の職務に従事する理学療法士等※₁を1名以上配置が必要

《個別機能訓練加算(Ⅰ)ロ》

☞専ら機能訓練指導員の職務に従事する理学療法士等※₁を1名以上配置することに加え、専ら機能訓練指導員の職務に従事する理学療法士等※₁を指定通所介護を行う時間帯を通じて1名以上配置が必要

(※₁)理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ師、針きゅう師(はり師及びきゅう師については、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ師の資格を有する機能訓練指導員を配置した事業所で6月以上機能訓練指導に従事した経験を有する者に限る。)のことを指す。

3. 個別機能訓練の実務等

個別機能訓練加算の算定に当たっては、以下の(1)～(5)の実施が必要となります。(参考:「リハビリテーション・個別機能訓練、栄養管理及び口腔管理の実施に関する基本的な考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」令和3年3月16日発出)

(1)利用者のニーズや役割等の把握

・利用者の日常生活や社会生活等についてのニーズや役割を、“興味・関心チェックシート”等を活用して把握する。あわせて、家族の希望を把握する。

- ・利用者の居宅での生活状況を居宅訪問の上で確認する。
- ・必要に応じて、医師等から利用者の病歴等の状況についての情報を得る。

(2) 目標の設定

- ・(1)で把握したことをもとに、長期目標・短期目標のように段階的な目標設定をする等、可能な限り具体的かつ分かりやすい目標を設定する。

<長期目標の設定>

長期目標は生活機能の構成要素である以下 a～c をバランスよく含めて設定することが求められる。

a 体の働きや精神の働きである「心身機能」

b ADL・家事・職業能力や屋外歩行といった生活行為全般である「活動」

c 家庭や社会で役割を果たすことである「参加」

☞単に座る・立つ・歩くといった身体機能の向上を目指すことのみを目標とするのではなく、居宅における生活行為（トイレに行く、自宅の風呂に一人で入る、料理を作る、掃除・洗濯をする等）や地域における社会的関係の維持に関する行為（商店街に買い物に行く、囲碁教室に行く、孫とメールの交換をする、インターネットで手続きをする等）等、具体的な生活上の行為の達成を含めた目標とすること。

<短期目標の設定>

長期目標を設定した後は、目標を達成するために必要な行為ごとに細分化し、短期目標として整理する。

(例) 長期目標が「スーパーマーケットに食材を買いに行く」の場合必要な行為

- ・買いたい物を書き記したリストを作る
- ・買い物量を想定し、マイバッグを用意する
- ・スーパーマーケットまでの道順を確認する
- ・スーパーマーケットまで歩いて行く
- ・スーパーマーケットの入り口で買い物かごを持つ
- ・スーパーマーケットの中でリストにある食材を見つける
- ・食材を買い物かごに入れる
- ・レジで支払いをする
- ・買った品物を袋に入れる
- ・買った品物を入れた袋を持って、自宅まで歩いて帰る

令和3年度下関市介護保険サービス事業者集団指導《個別編》5
(通所介護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、
介護予防認知症対応型通所介護)

(3) 訓練項目の設定

・利用者の現状の心身機能等に照らし困難であることについて、どのような訓練を行えば可能となるのか検討する。

(例) 上記の事例において、歩行機能が低下していることから、「スーパーマーケットまで歩いて行く」「スーパーマーケットの中でリストにある食材を見つける」「買った品物を入れた袋を持って、自宅まで歩いて帰る」ことが困難である場合、自宅からスーパーマーケットまでの距離等を勘案した上で、

- ・歩行機能を向上させる訓練（筋力向上訓練、耐久性訓練、屋内外歩行訓練等）
- ・歩行を助ける福祉用具（つえ等）を使用する訓練
- ・歩行機能の向上が難しい場合、代替的な移動手段となりうる福祉用具（電動車いす等）を使用する訓練を行うことが想定される。

・訓練項目の決定にあたっては、利用者の生活機能の向上に資するよう複数の種類の訓練項目を準備する。

・通所介護等提供中に機能訓練を行うのみでなく、利用者が自身で又は家族等の援助を受けて、利用者の居宅等においても実施できるような訓練項目をあわせて検討し、提示することが望ましい。

(4) 計画書の作成

・個別機能訓練計画書は、機能訓練指導員等が多職種協働で、その目標、目標を踏まえた訓練項目、訓練実施時間、訓練実施回数等を内容として作成する。

・計画については利用者又はその家族に丁寧に説明を行い同意を得た上で交付（電磁的記録の提供を含む）する。

(5) 訓練の実施

・類似の目標を持ち、同様の訓練項目を選択した5人程度の小集団（個別対応含む）に対して、必要に応じて事業所内外の設備等を用いた実践的かつ反復的な訓練を行う。

・概ね週1回以上実施することを目安とする。

(6) 実施後の対応

・個別機能訓練の目的に照らし、計画の内容や効果について評価を行う。

・3月ごとに1回以上、利用者の居宅を訪問し、利用者の居宅での生活状況（起居動作、ADL、IADL等の状況）を確認する。また、利用者又はその家族に対して個別機能訓練の実施状況や個別機能訓練の効果等について説明し、記録する。

・概ね3月ごとに1回以上、個別機能訓練の実施状況や効果等について、利用者を担当する介護支援専門員等にも適宜報告・相談し、見直しや変更を行う。

⑤ よくある質問・留意事項について

(1) 入浴介助加算について

令和3年度介護報酬改定により、入浴介助加算について、新たな加算区分(Ⅱ)が設けられたことに加え、従来と同要件である加算区分(Ⅰ)においても、以下のように入浴手法の解釈が変更されています。

また、利用者の自宅での入浴の自立を図ることを目的とした新加算区分(Ⅱ)について、厚生労働省より発出されている介護保険最新情報 vol. 974「令和3年度介護報酬改定に関するQ&A(vol. 8)」に具体的解釈が示されておりますので、算定を希望される場合は、こちらをご確認ください。

【問】

入浴介助加算を算定する場合の入浴手法について、清拭は対象となるか？

【答】

当該利用者の自立生活を支援する上で最適と考えられる入浴手法が、清拭であると判断できるのであれば対象となります。

【参考】

《指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分）及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（平成12年3月1日老企第36号）》

第2の7（8）アより抜粋

① 入浴介助加算（Ⅰ）は、入浴中の利用者の観察を含む介助を行う場合について算定されるものである（大臣基準告示第14号の3）が、この場合の「観察」とは、自立生活支援のための見守りの援助のことであり、利用者の自立支援や日常生活動作能力などの向上のために、極力利用者自身の力で入浴し、必要に応じて介助、転倒予防のための声かけ、気分の確認などを行うことにより、結果として、身体に直接接触する介助を行わなかった場合についても、加算の対象となるものであること。なお、この場合の入浴には、利用者の自立生活を支援する上で最適と考えられる入浴手法が、部分浴（シャワー浴含む）等である場合は、これを含むものとする。

② 通所介護計画書上、入浴の提供が位置付けられている場合に、利用者側の事情により、入浴を実施しなかった場合については、加算を算定できない。

(2) サービス提供体制強化加算について

令和3年度介護報酬改定により、算定区分や要件等が変更されています。特に勤続年数の考え方に関しては、間違いやすいためご注意ください。

【問】

サービス提供体制強化加算(Ⅲ)について、算定要件の中に「指定通所介護を利用者に直接提供する職員の総数のうち、勤続年数七年以上の者の占める割合が百分の三十以上であること。」とあるが、令和4年度から算定する場合、令和4年4月1日時点で勤続年数7年に到達している職員が30%に達していれば良いのか？

【答】

サービス提供体制強化加算(Ⅲ)に係る勤続年数とは、「各月の末日時点における勤続年数」をいうものとされています。例えば、令和3年7月末をもって、勤続年数7年を迎える職員については、令和3年8月より勤続年数7年職員として取扱います。職員割合の算出については、前年度の実績が6月以上の事業所の場合、常勤換算方法により算出した前年度(3月を除く。)の平均を用いますので、当該職員を令和3年8月より勤続7年以上職員として計上していくこととなります(具体例参照)。したがって、令和3年度に当該加算を算定する場合、令和2年4月から令和3年2月における職員の配置実績から、勤続年数7年以上の者の占める割合を算出し、所定の割合以上となれば、算定することが可能となります。つまり、令和4年4月1日時点で勤続年数7年に到達する職員は、令和4年度の加算算定にあたって、勤続年数7年以上の者の占める割合に一切計上することはできません。

【具体例】

勤続年数7年職員の常勤換算算出にあたっては、下表のように入力します。(市様式を使用する場合。)令和3年以前から勤続年数7年を超える常勤職員が1名、令和3年7月末で勤続年数7年を迎える常勤職員が1名と仮定します。(その他の職員は、勤続年数7年の要件を満たさない者としします。)

3 2に掲げる利用者に直接提供する職員のうち勤続年数が7年以上の人数													常勤換算数の平均②
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月		
(A) 勤続年数7年以上の常勤の人数	1	1	1	1	2	2	2	2	2	2	2		
(B) 勤続年数7年以上の非常勤の勤務延べ時間数	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0		
(C) 常勤職員が暦月に勤務すべき時間数	171	177	171	177	177	171	177	171	177	171	160		
(D) 非常勤職員の常勤換算(B/C)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0		
(E) 勤続年数7年以上の常勤換算数	1.0	1.0	1.0	1.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	1.6	

令和3年度下関市介護保険サービス事業者集団指導《個別編》5
 (通所介護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、
 介護予防認知症対応型通所介護)

(3) 看護職員の配置について(通所介護・地域密着型通所介護)

利用定員が11名以上の事業所(通所介護事業所・地域密着型通所介護事業所)においては、看護職員の配置が必要です。看護職員の配置が不足した場合、人員基準違反のみならず、介護報酬を減算しなければならないケースもありますので、ご注意ください。

【問】

月曜日から金曜日までは定員20名、土曜日は定員10名で運営しているが、定員10名の土曜日にも看護職員を配置しなければならないのか？また、月曜日から金曜日の中で、利用者の数の実績が10名以下となった日にも看護職員を配置しなければならないのか？

【答】

配置すべき看護職員に係る定員については、各単位で異なる利用定員のうち、最大の利用定員を事業所の定員として判断します。よって、利用定員が10人以下の単位であっても、事業所の利用定員が18名である場合、全ての単位において、看護職員の配置が必要となります。また、実績で利用者が10名を下回る場合でも同様に配置が必要です。

(4) 厚生労働省より発出されている令和3年度介護報酬改定に関するQ&A

厚生労働省より随時、令和3年度介護報酬改定に関するQ&Aが発出されています。現時点(令和3年6月末日時点)で通所介護・地域密着型通所介護・(介護予防)認知症対応型通所介護に係る内容が、どのQ&Aに掲載されているか、まとめましたので参考としてください。なお、詳細については、各回のQ&Aをご確認ください。

Q&A (vol)	介護保険 最新情報 (vol)	通所介護、地域密着型通所介護、(介護予防)認知症対応型通所介護 事業所に係る主な内容
1	941	・人員配置基準における両立支援 ・3%加算及び規模区分の特例(※1) ・介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算
2	948	リハビリテーション関連に係るものが中心であり、通所介護、地域密着型通所介護、(介護予防)認知症対応型通所介護のみを対象とした項目はありません。(※2)

令和3年度下関市介護保険サービス事業者集団指導《個別編》5
 (通所介護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、
 介護予防認知症対応型通所介護)

Q&A (vol)	介護保険 最新情報 (vol)	通所介護、地域密着型通所介護、(介護予防)認知症対応型通所介護 事業所に係る主な内容
3	952	・虐待防止の研修 ・指定基準の記録の整備の規定 ・認知症介護基礎研修の義務づけ ・栄養アセスメント加算、栄養改善加算 ・科学的介護推進体制加算 ・Barthel Indexについて ・口腔・栄養スクリーニング加算 ・3%加算及び規模区分の特例 ・サービス提供時間に係る考え方等(※3) ・延長加算 ・送迎減算 ・栄養改善加算・口腔機能向上加算 ・ADL維持等加算 ・人員基準関係(配置基準・兼務関係) ・(地域密着型)通所介護と第一号通所事業が一体的に行われている場合 ・個別機能訓練加算 ・認知症対応型通所介護と介護予防認知症対応型通所介護が一体的に行われている場合 ・(介護予防)認知症対応型通所介護に係る利用定員 ・共生型サービスの指定等 ・サービス提供体制強化加算 ・介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算
4	953	訪問系・施設系サービスに係るものが中心であり、通所介護、地域密着型通所介護、(介護予防)認知症対応型通所介護のみを対象とした項目はありません。(※2)
5	965	・科学的介護推進体制加算、個別機能訓練加算、栄養アセスメント加算、口腔機能向上加算等のLIFEの活用に係る内容 ・ADL維持等加算
6	966	・栄養アセスメント加算 ・ADL維持等加算
7	968	・運営規程 ・令和3年9月30日までの上乗せ分について
8	974	・入浴介助加算
9	975	・ADL維持等加算
10	991	・栄養アセスメント加算 ・科学的介護推進加算

※1 既に削除された Q&A がありますのでご注意ください。

※2 他サービスの内容であっても、類似の加算等参考となる内容が含まれる場合があります。

※3 サービス提供時間について、本市では、利用者負担の軽減及び利用料の公平化の観点から、介護報酬の算定にあたっては、サービス提供開始及び終了時刻を利用者ごとに記録し、その実績に基づいた介護報酬の算定を行うよう指導を行っていますので、当該 Q&A と一部解釈が異なる箇所ありますのでご注意ください。

⑥ 感染症や災害への対応力強化及び虐待の防止について

令和3年度介護保険制度改正により、以下の取組（委員会の開催、指針等の整備、研修の実施、訓練（シミュレーション）の実施等）が義務付けられました。
 （経過措置：令和6年3月31日までの間は努力義務）

■業務継続計画（BCP）の策定等

- ・業務継続計画の作成（感染症／災害）
- ・研修：年1回以上及び新規採用時^{※1}
- ・訓練：年1回以上^{※2}

《計画への記載項目》

感染症に係る計画	災害に係る計画
①平時からの備え（体制構築・整備、感染症防止に向けた取組の実施、備蓄品の確保等）	①平常時の対応（建物・設備の安対策、電気・水道等のライフラインが停止した場合の対策、必要品の備蓄等）
②初動対応	②緊急時の対応（業務継続計画発動基準、対応体制等）
③感染拡大防止体制の確立（保健所との連携、濃厚接触者への対応、関係者との情報共有等）	③他施設及び地域との連携

■感染症の予防及びまん延の防止のための措置

- ・委員会：概ね6月に1回以上（定期）及び感染症が流行する時期等（随時）^{※3,※4}
- ・指針の整備
- ・研修：年1回以上及び新規採用時
- ・訓練：年1回以上
- ・担当者の配置

《指針への記載項目》

平常時の対策	①事業所内の衛生管理（環境の整備等） ②ケアにかかる感染対策（手洗い、標準的な予防策）等
発生時の対応	①発生状況の把握 ②感染拡大の防止 ③医療機関や保健所、市町村における事業所関係課等の関係機関との連携 ④行政等への報告 等

■虐待の防止

- ・委員会：定期的に開催^{※3,※4}
- ・指針の整備
- ・研修：年1回以上及び新規採用時
- ・担当者の配置

虐待防止の詳細については《共通編》 65頁を参照

※1…感染症の業務継続計画に係る研修については、感染症対策のための研修と一体的に実施することも差し支えない。

※2…感染症の業務継続計画に係る訓練については、感染症対策のための訓練と一体的に実施することも差し支えない。

※3…他の会議体を設置している場合、これと一体的に設置・運営することとして差し支えない。
 また、他のサービス事業者との連携等により行うことも差し支えない。

※4…テレビ電話装置等を活用して行うことができる。